

統計法施行状況審議の進め方

2010年6月18日
基本計画部会決定

1 基本的な考え方

委員会への報告を受け、基本計画部会に審議を付託

具体的な審議は、基本計画部会の下に分野ごとに WG を設置し、それぞれの WG の座長を中心に委員全員が参加して審議

WG の審議に当たっては、各府省との意見交換に重点を置き、各府省からのヒアリングを含め掘り下げた検討を実施し、8月の中旬までに意見素案を作成

8月下旬以降、委員長及び各部会長において、意見素案を基に、全体の整理・調整、意見の絞り込み等を行なった上、基本計画部会において審議し、9月の委員会において、委員会としての意見を決定する。

2 具体的な進め方

6月18日(金) 委員会、その後基本計画部会

委員会へ総務省から統計施行状況報告 基本計画部会に付託
(基本計画部会)

審議の進め方検討・了承、基本計画部会の下に3つのWGを設置
統計法施行状況報告についての補足説明、質疑等

6月委員会～8月上旬

各WGにおいて具体的検討(各WGは4回程度を開催を目的)

(検討事項)

- ・ 主要府省別のヒアリング・報告内容の確認(1回に1～2府省程度を指名、効率的・集中的に実施)
- ・ 意見作成対象事項の洗い出し、意見交換等
(意見素案の作成に必要な各府省への照会、調整等も実施)
- ・ 意見素案の作成(各WGにおいて、委員からの意見案を基に座長、座長代理を中心に整理、精査)

7月16日(金)基本計画部会(委員会開催後)

基本計画部会において、WGから報告、審議

- ・ 各WGにおける検討状況の報告・情報共有
- ・ 各WGに横断的に関係する事項に関するヒアリング・報告内容の確認等

8月20日(金)基本計画部会

意見案についての審議(1)

- ・ 委員長及び各部会長(WG 座長・座長代理)において、全体の整理・調整、意見の絞込みを行ないながら基本計画部会において取りまとめ
- ・ 並行して最終的な各府省との事実確認等を実施し、必要があれば基本計画部会で審議

9月上旬 基本計画部会

意見案についての審議(2)(可能な限り意見案の確定を目指す)

9月17日(金) 委員会

(場合によっては、委員会前に基本計画部会を開催し、部会としての意見案を確認)

委員会において、統計法施行状況に関する意見決定

基本計画部会における審議の進捗状況によっては、9月17日委員会後に基本計画部会を開催して意見案の審議を行い、9月下旬に、臨時の統計委員会を開催し、統計法施行状況に関する意見決定を行なうことも考えられる。

(WGの構成案)

- 第1WG : SNA、経済統計関係、ビジネスレジスター
- 第2WG : 人口、社会統計関係(労働関係統計を含む)
- 第3WG : 統計データ二次利用等

WG 座長・座長代理には、各部会長を充て、部会長以外の委員を含めて1WG 当たり4人で構成。なお、希望があれば、他のWGに参加することも可能とする

委員長は、3つのWGのいずれにも可能な限り参加できるものとし、全体の調整を図る

委員以外に必要なに応じて有識者から意見を聞くことができるものとする

法施行状況報告審議スケジュール

区分 月・旬		委員会	基本計画部会	ワーキンググループ
6月	上旬			
	中旬	6/18 報告・基本計画 部会付託	6/18 補足説明・質疑等 WG設置	
	下旬			主要府省別のヒアリング・報告内容の確認、意見作成対象事項の洗い出し・意見交換等
7月	上旬			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 3つのWGを設置 WGごとに4回程度開催 </div>
	中旬	7/16	7/16 WG検討状況報告 横断的事項のヒアリング等	
	下旬			
8月	上旬			WGにおける意見素案の作成
	中旬			委員長及び各部会長による整理・調整等
	下旬	8/20	8/20	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 9月上旬を含めて3回程度開催し、意見案の審議・取りまとめ 並行して各府省と事実確認等 </div>
9月	上旬		臨時開催	
	中旬	9/17 意見決定	9/17（委員会前） 意見案の部会決定	
	下旬	（臨時開催） （必要な場合）		